

質問（16条関連）

安全性確保のための付着の検討について（16.5）式、（16.6）式では2018年改定より、計算用の鉄筋引張応力度が降伏応力度 σ_y ではなく、 σ_D となり、曲げ降伏しない部材の鉄筋引張応力度は存在応力を基に算定できるように緩和されました。

他方で、多段配筋梁で主筋が曲げ降伏せずせん断補強筋が十分にある場合の検討式とされる（解16.7）式、（解16.8）式では、鉄筋引張応力度には降伏応力度 σ_y を採用し、解説p.223では「曲げ降伏しない部材であっても、安全側に降伏応力度 σ_y を用いて算定するものとし」とあります。（解16.7）式の内容は本文の改定内容と相違するよう感じられますが、せん断補強筋の効果について、現状では実験・研究結果等が不足しているため安全側の数値を採っているという事でしょうか。（設計判断としても、特別な実験・研究結果が無ければ σ_y とするべきという事でしょうか。）

今後の改定等で、（解16.7）式の鉄筋引張応力度が σ_y から変更となる（緩和される）余地がある、あるいは、（解16.7）式自体が撤回・変更される（設計として厳しくなる）可能性もあると考えてよろしいですか。

（匿名希望）

回答

御察しの通り、（解16.7）式で σ_D を採用するには実験などの研究が十分でないと判断いたしました。p.222 解説図16.10(b)に示される応力伝達機構は実験で確認されていますが、この応力伝達機構が成立するための条件がまだ明確ではありませんので、十分な安全率を見込む必要があると考えました。例えば、p.220～221 脚注の参考文献14)～16)における試験体より小さなせん断スパン比の場合の知見など、実験資料の蓄積が望まれます。今後の改定で変更される可能性はありますが、それについては回答できる状況にありません。